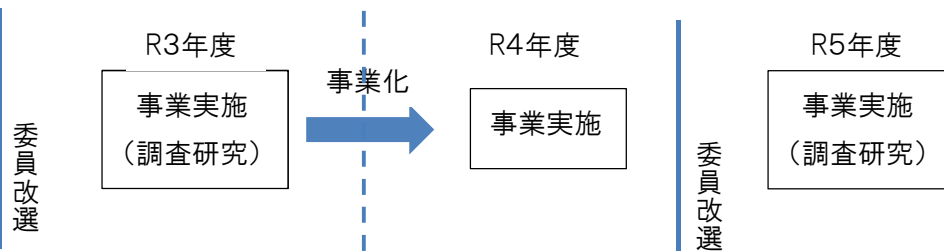


令和4年度 東区自治協議会提案事業について

1 自治協議会提案事業の方向性

第8期（令和3・4年度）以降について、昨年度に基本的な考え方として、委員任期である2年間を一区切りとして取り組むこととし、1年目は地域課題の調査研究を実施し、2年目にそれを踏まえた事業を実施することとした。

委員任期1期2年のうち、1年目は地域課題の調査研究（ニーズ調査等）を行い、2年目にそれを踏まえた事業を実施する。課題を掘り下げたうえで、解決に向けた事業実施につなげる仕組みとする。



2 令和4年度の事業について

各分会の調査研究に基づき事業を実施する。

3 予算額

各分会での意見交換を踏まえ、提案事業検討部会で検討、決定する。

4 スケジュール

時 期		東区自治協議会	各分会	提案事業検討部会
7月	29日	第3回協議会 ・提案事業について説明		
8月	25日	第4回協議会	第1・3分会休会	
9月	上旬		テーマ決定、事業概要を検討し、予算額について意見交換を行う	R4予算額の決定
	30日	第5回協議会		
10月	28日	第6回協議会 ・提案事業検討部会から 予算額の報告→決定		

※提案事業検討部会は、会長及び副会長、各分会長、副分会長を含む若干名で組織する。